HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「満州建設勤労奉仕隊」に関する基礎的考察
Author(s)	白取, 道博
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 277-295
Issue Date	2000-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29621
Type	bulletin (article)
File Information	80_P277-295.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「満州建設勤労奉仕隊」に関する基礎的考察

白 取 道 博

ABSTRACT *Michiro SHIRATORI, A study on the "Labor Service Organization for Manchuria's Development."*

The "Labor Service Organization for Manchuria's Development" was established for the supply of labour in 'Manchuria' (the northeast region of China). Its formation was mainly initiated by the 'Manchurian' government and executed by the Japanese government under the control of the Ministry of Education and Science, the Ministry of Agriculture and Forestry and the Ministry of Colonial Affairs. It lasted from 1939 until 1945. This paper examines the process of establishing this "Labor Service Organization" by exploring the main causes that led to its establishment as well as the characteristics of its organizational structure.

はじめに

本稿の目的は，「満州建設勤労奉仕隊」をめぐる基礎的事実を確定することにある。

「満州建設勤労奉仕隊」は，その呼称が示唆するように，「満州」（現中国東北）における諸事業への労力補填を主眼として編成された組織である。「満州国」政府の主導の下，1939年度より日本国政府が実施し，文部省・農林省（農商省）・拓務省（大東亜省）を主務官庁として1945年度まで編成が続けられた。「満州国」政府と日本国政府の思惑の相違，さらには所轄機関の政策上の位置づけの相違によって，年度毎に組織の態様は変化した。また，その組織態様の錯綜した変化は，確たる見通しのないままに政策が展開していたことの反映でもあった。

「満州建設勤労奉仕隊」に関する研究蓄積はほとんどなく，これ以上の概括を可能にするほどの知見が共有されているとは認めがたい。管見の限り，「満州建設勤労奉仕隊」を主題に据えた論考を歴史研究の系譜に見出すことはできない。また，いくつかの著作に関連記述を見出すことはできるものの，そこで得られる個々の知見を統合するのは容易ではない。

本稿は，こうした研究状況を打開し，「満州建設勤労奉仕隊」の歴史的考察を進める上での手がかりを得るために起こされる。

「満州建設勤労奉仕隊」の歴史的考察は，当該期における日本国政府が国民に求めてやまなかった〈自発性〉の喚起の様相を具体的に把握する回路のひとつである。「満州建設勤労奉仕隊」は，〈皇国勤労観〉という名辞に象徴される無償の労力提供を称揚する思想の露頭のひとつであり，この点において各種の勤労動員政策のもたらした諸事象と接続している。また，「満州建設勤労奉仕隊」は，「満州」移民と並び日本国と「満州国」とのか細い紐帯の実体的表現であり，この点において対中国侵略戦争継続への同意の調達に向けた諸政策の一斑を成している。

叙述の範囲はきわめて限られるが，本稿はこうした観点に支えられている。

なお，便宜上，以下の叙述では「満州」あるいは「満州国」の括弧を略す。「満州建設勤労奉仕隊」についても同断であるが，引用文においてはこの限りではない。

Ⅰ．既往研究の特徴について

満州建設勤労奉仕隊の歴史的考察を進める上でまず注目すべき著作は，北博昭が編集・解説にあたった一連の復刻資料であろう。すなわち，『興亜青年勤労報国隊　東朝義記録』（不二出版，1991年），『満州建設勤労奉仕隊関係資料』（不二出版，1993年），

『学生義勇軍関係資料』（不二出版，1993年），『興亜学生勤労報国隊関係資料』（不二出版，1994年）である。

それぞれの所収資料は重要な情報を伝えてくれるものの，同種の資料や周辺資料との関係における意義を明確にして配されているわけではない。

これは，いみじくも北が「興亜青年勤労報国隊」について述べた言葉を借りれば，「およそ皆無である専論的研究状態」（『興亜青年勤労報国隊　東朝義記録』「解説」8頁）に規定されたものであろう。

また，北がこれら一連の復刻資料の解説において先行する著作に付した自らの記述の誤謬をしばしば訂正しているのは，参照し得る関連研究が少ないことによるばかりでなく，満州建設勤労奉仕隊の編成が錯雑して展開したことの反映でもあろう。

関連資料の公刊という点では，窪田祥宏「日中戦争期における興亜青年勤労報国隊（学生隊）の大陸派遣（第1回）」（日本大学百年史編纂委員会『日本大学史紀要』第4号，1998年1月，所収）も注目すべき著作である。

窪田の解説（前掲誌，62-65頁）によれば，掲載された資料は，「大部分は主務庁である文部省関係の通牒に対する本学からの回答文書」であって，これらによって「日本大学において興亜青年勤労報国隊（学生隊）の編成，派遣，帰還そしてその後の活動に至るまでの史実のほぼ全容を知ることができる。」とのことである。

興味深い文書が含まれているものの，窪田が言うように「いずれも興亜青年勤労報国隊（学生隊）の初発を探り得る貴重な資料群」であるかどうかは，にわかには判断できない。言うところの「初発」がいかなる事柄を想定しているのかが定かではないと言い換えてもよい。なぜなら，窪田は，「興亜青年勤労報国隊（学生隊）の大陸派遣」を，いわゆる国民精神総動員運動の一環であるかのごとく指摘し，「集団勤労作業等」が「外地の占領地に及んだ」ものとしているからである。掲載された資料はこのことの立証に直結するものではないから，言うところの「初発」の含意はいっそう理解しにくいのである。少なくとも，「興亜青年勤労報国隊（学生隊）」をめぐる制度・政策の立案過程の追究という意味を含んで「初発を探り得る」ものではない[1]。

さて，ここまでの記述が満州建設勤労奉仕隊に関わるものであることを説明しなければなるまい。以下では，北の解説を手がかりとして，「興亜青年勤労報国隊」や「興亜学生勤労報国隊」が満州建設勤労奉仕隊とどのような関係にあるのかという点について説明し，満州建設勤労奉仕隊の創設をめぐる論点を抽出しておきたいと思う。

まず，『興亜青年勤労報国隊　東朝義記録』の「解説」（12頁）において，北は以下のように記している。

> ちなみに，「満州建設勤労奉仕隊」は，興亜青年勤労報国隊満州建設勤労奉仕隊といった，具体的な労役内容を踏まえた上で配置先からする，興亜青年勤労報国隊の下位概念的な名

称だったようだ。もっとも，Ⅰ－1〔「興亜青年勤労報国隊派遣要綱」――引用者注〕は，配置先を「満州国」以外挙げていない。東〔朝義――引用者注〕は，「派遣された方面によって呼称が異なっていたように思う」（東氏談話）と述懐する。学生隊にあって，文部省教学局は農業学校隊の報告書で，上の名称を前示〔『興亜学生勤労報国隊　満州建設勤労奉仕隊農業学校隊報告書』――引用者注〕の如く使用していた。

「興亜青年勤労報国隊」および「興亜学生勤労報国隊」なる呼称は満州建設勤労奉仕隊の創設経緯に由来するが，満州建設勤労奉仕隊との関係は，北が推定しているような「興亜青年勤労報国隊の下位概念的な名称」という性格のものではない。

この点は，『満州建設勤労奉仕隊関係資料』の「解説」（6-7頁）において，以下のように訂正されている。

〔昭和十五年――引用者注〕四月十二日，文部，農林，拓務の三次官は連名で，二「通牒」の1「満州建設勤労奉仕隊ニ関スル件」を各地方長官に送った。同奉仕隊派遣の正式な通知で，派遣のために必要な事務事項が，この1のなかの同月十日付け「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」に書かれている。

満州建設勤労奉仕隊は前年の興亜青年勤労報国隊のことである。今年度から，改称したと1は記す。もっとも，三「資料」の8「康徳七年度満州建設勤労奉仕隊概説（開拓総局）」によると，「満州国」側は前年からこの名称を使っていた。紛らわしさを避けるために名称を統一したのである。なお，8からは，隊への「満州国」側の取組状況が窺える。

『興亜青年勤労報国隊　東朝義記録』のなかで，編者が「『満州建設勤労奉仕隊』は，（略）興亜青年勤労報国隊の下位概念的な名称だったようだ」と記したこと，東元隊員が「派遣された方面によって呼称が異なっていたように思う」と回想したこと，は誤りとなる。訂正したい。

事態の推移からすれば，初年度たる1939年度に限って満州建設勤労奉仕隊は「興亜青年勤労報国隊」なる呼称で派遣されたのであり，翌1940年度には日本からの派遣に際しても満州建設勤労奉仕隊が呼称として用いられたのである。満州国政府では初年度においても満州建設勤労奉仕隊という呼称で統制しており，二様の呼称の併用による混乱を解消するために呼称が統一されたのである。

ただ，それは「興亜青年勤労報国隊」のうち，満州を派遣先として主に青年学校生徒・青年団員を募集源に据えた編成組織（「青年隊」）についてのことである。

主に大学・高等専門学校在学者を募集源とした編成組織（「学生隊」）については，呼称の統一後も，主務官庁たる文部省は「興亜学生勤労報国隊」という呼称を冠した。

そして「興亜学生勤労報国隊」の派遣先としては満州の他に「北支及蒙彊」（後には「中支」「南支」に拡大）があったため，満州に派遣して満州建設勤労奉仕隊として統制される部分については，前引した記述に注記した報告書の表題のように二様の呼称を併記したのである。

北は，『満州建設勤労奉仕隊関係資料』刊行時には「興亜学生勤労報国隊」なる呼称に注意を払っていないが，『興亜学生勤労報国隊関係資料』の「解説」（3-4頁）では，以下のように論及している。

このとし〔昭和十五年 ── 引用者注〕，興亜青年勤労報国隊は満州建設勤労奉仕隊と名称を変えた。

『満州建設勤労奉仕隊関係資料』中の「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」によると，学生隊も，青年隊，女子青年隊と並んでこの奉仕隊の一隊とされている。だが，同派遣要綱に学生隊に関する記載はない。

学生隊については「教学局ニ於テ別途通牒ノ筈」とだけ記されている。資料1〔『興亜学生勤労報国隊報告書』── 引用者注〕に載る「興亜学生勤労報国隊実施要綱」は「別途通牒」のひとつだろう。

十四年の青年隊，十五年の青年隊と女子青年隊は文部省の社会教育局が担当した。これに対し，学生隊は最初の十四年から教学局の担当だった。先に示した同局による十五年の『興亜青年勤労報国隊学生隊報告並感想文集』は，「昨夏，本局は興亜青年勤労報国隊学生隊を実施した」（一頁）と記している。編者が『満州建設勤労奉仕隊関係資料』の解説で，学生隊は十五年に社会教育局から教学局へ移管されたと述べたのは誤りである。訂正したい。

興亜青年勤労報国隊学生隊という名称も，この十五年から興亜学生勤労報国隊に変わった。この隊は同報国隊満州建設勤労奉仕隊，同北支及蒙彊派遣隊，同中支派遣隊に分かれる。

北の解説によせて述べてきたのは，単に呼称の異同や変化を整理するためではない。1940年度において統一される以前になぜ複数の呼称が存在したのか，またそれにもかかわらずなぜ満州国が当初から満州建設勤労奉仕隊なる呼称を用いていたのかが問われなければならないことを指し示すためである。既往研究の水準を脱するためにまず着手すべきは，満州建設勤労奉仕隊の創設過程の追究でなければなるまい。

たしかに北も，創設過程に言及してはいる。たとえば，『満州建設勤労奉仕隊関係資料』の「解説」においては，「満州建設勤労奉仕隊は，強まっていく挙国一致の体制の一環として，昭和十四年に興亜青年勤労報国隊の名で創られた。」（1頁）とした上で，以下のように記している（2頁）。

興亜青年勤労報国隊の端緒は，昭和十三年の満蒙開拓青少年義勇軍の派遣にある。義勇軍の派遣に誘発されて，青少年だけでなく青年層にも大陸への認識を深めてもらおうと，そのための案を，「満州国」の諸機関の代表者が翌年の四月上旬に東京にもってきた。

この記述は，所収資料の文部省社会教育局『満州建設勤労奉仕隊概要』（1941年11月）の記述に負うところが多いものと推測される。それには以下のような記述が見出せる（同書，4頁）[(2)]。

青少年義勇軍の成功に依って，識者はつとに青年層を更に一層広範囲に動員して，満州の無限の沃野，無数の建設諸工作に向はしめ，青年層は勿論国民全般に大陸認識を深めしめんと企画しつゝあったのであるが，昭和十四年に至って愈々之が具体化し，四月上旬満州国各機関代表者は現地案を携へて上京，企画院に於て内地側各関係機関の参集を覓めて

之が実施方法を具体的に協議する運びに至った。

さきの引用文中に見える「そのための案」，そしてここに言う「現地案」とは，はたしていかなるものであるのか。「解説」において北は，この点について立ち入った検討をまったく加えていない。

満州建設勤労奉仕隊の創設過程を追究するためには，まずもって「現地案」の「実施方法」が具体化する過程に注目すべきであろう。立案過程を把握するに足る資料の準備はないが，「現地案」に仮託された構想を把握することを本稿の課題とする。

II．創設過程における主要な契機について

1．「満州建設勤労奉仕隊要綱」の策定

満州建設勤労奉仕隊の派遣事業を主管した政府機関は，日本国にあっては文部省，拓務省(1942年11月1日より大東亜省)，農林省(1943年11月1日より農商省)であり，満州国にあっては開拓総局である。周知のごとく，満州国の存立を図ろうとする諸施策の意義を理解する上で陸軍省および関東軍の政策意思の把握を欠くことはできないのであり，満州建設勤労奉仕隊の創設もその例に漏れない。

この点において，陸軍省（軍務課満州班）作成の『自昭和十四年八月至昭和十六年二月　満州国関係政務主要事項記録』（以下，『政務主要事項記録』と略記する）はきわめて有益な情報を与えてくれる(3)。

『政務主要事項記録』(72-74頁)は，満州建設勤労奉仕隊創設への陸軍省の関与について関係諸機関の対応の観察とともに以下のように記している。

> 昭和十四年三月現地提案ノ満州建設勤労奉仕隊派遣要綱ハ其ノ趣旨透徹ヲ欠キ動モスレハ開拓労力ノ不足ヲ補フ苦力代リニ招致セントスル印象ヲ与フルモノナルト其ノ数十万人ヲ期待シアリテ論議大ナリシモ陸軍省トシテハ時局下青年ノ訓練及大陸認識ヲ主眼トスル方針ノ下ニ従来一般ニ消極的ナル文部省ヲ鞭撻督励シ新ニ約一二〇万円ノ予算支出ヲ大蔵省ニ要求シ七月ヨリ約二ヶ月半満州へ六，二六一人，支那へ一，六四〇人ヲ派遣セシメタリ右ハ其ノ準備期間モ短少ニシテ日満当局間ノ狙フ点必スシモ一致セス名称モ亦文部省ハ興亜建設勤労報国隊ト称シ対満事務局，企画院等ハ冷眼視シ拓務，農林等ハ文部省ニ対シ白眼視シ文部省亦軍ノ要求ナリトテ失敗時ノ責任ヲ回避セントスル傾向アリシモ満州現地ノ熱心ナル努力（支那ニ於テハ戦地ニ於ケル部隊ノ良好ナル精神的感作）ニ依リ概ネ所期ノ目的ヲ達成セリ

まず留意すべきは，1939年3月の「現地提案」が「十万人」の派遣を想定しており，その趣旨が「開拓労力ノ不足ヲ補フ苦力代リニ招致セントスル印象」を与えるものであったという点である。そして，陸軍省は，「時局下青年ノ訓練及大陸認識ヲ主眼トスル方針」を押し立てて，日本側関係諸機関に実行を促したらしいという点である。

「現地提案ノ満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」とあるが，それが中核となる文書とは思うものの，他に提案文書がある可能性もあり，今のところ提案の全体像は未詳であると言うしかない。

ただ，ここに言う「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」は，文書名としては『政務主要事項記録』の誤記ないし誤認の可能性が高い。後述するように，同名の文書が1940年2月に策定され，また同種の文書(「興亜青年勤労報国隊派遣要綱」)が1939年5月には策定されているのだが，「派遣」の文字が示唆するように，いずれも日本からの送出上の諸原則を記したものなのである。もとより，「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」と題する文書が提案文書のひとつとして示された可能性は否定できないが，少なくともそれは「開拓労力ノ不足ヲ補フ苦力代リニ招致セントスル印象」を与える内容ではなかったに違いない。

「現地提案」の中核文書は，おそらく「満州建設勤労奉仕隊要綱」と題する文書，もしくはそれと同内容の文書であったものと推測される。

1939年5月に満州建設勤労奉仕隊中央実践本部が編んだ『満州建設勤労奉仕隊要綱』所収(1-7頁)の「満州建設勤労奉仕隊要綱」は[4]，後掲するように，派遣人員の規模を「十万人」とした上で，1939年度に限った員数を付記している点から見て，「現地提案」の趣旨を留めるよう策定された形跡が認められるのである。

ところで，この『満州建設勤労奉仕隊要綱』は，『満州建設勤労奉仕隊概要』と共に前掲『満州建設勤労奉仕隊関係資料』に「付」として収められている[5]。

しかし，北の解説は文書の意義をほとんど考量しておらず，しかも正確ではない。北は，『満州建設勤労奉仕隊概要』の記述と比較して，以下のように記している(「解説」，13頁)。

> ここでの付の『要綱』中の文書は，前章で述べたうちの，「昭和十四年度興亜青年勤労報国隊経過概要」の四の15「現地側実践機関概要」に収まる同タイトルの文書と，幾つかは重なり，幾つかは異なる。異なる場合，いずれを採るべきかは断定できない。作成時期は共に同じ十四年の五月である。

『満州建設勤労奉仕隊要綱』の表紙には，満州国の元号を用いて「康徳六年五月」とある。一方，『満州建設勤労奉仕隊概要』中の「現地側実践機関概要」に収められた文書の中で作成時期が「(康徳六年五月決定)」と明記されているのは「満州建設勤労奉仕隊実践本部設置要綱」だけであり，双方の所収文書のすべてが作成時期を同じくすると断定することはできない。しかも，唯一明記されたこの文書でさえ，内容を比較すれば，『満州建設勤労奉仕隊要綱』所収のものの方が作成時期が先行していることは推知し得るのである[6]。

ここでは，この『満州建設勤労奉仕隊要綱』所収の「満州建設勤労奉仕隊要綱」により，創設当初の構想の大要を把握しておこう。

「満州建設勤労奉仕隊要綱」は，「方針」・「要領」(13項)・「処置」(4項)から成る。まず，「方針」には以下のようにある。

> 現下ニ於ケル満州建設ノ重要性ニ鑑ミ日満共同防衛ノ見地ニ基キ満州ニ於ケル食糧飼料ノ増産日本ニ対スル豊富且低廉ナル飼料ノ供給並ニ国防建設ニ寄与スル為銃後青年ヲ動員シ満州建設勤労奉仕隊ヲ編成セシメ主トシテ国境地帯及其ノ背後地並ニ開拓地等ニ於テ土木，農耕其ノ他ノ建設事業ニ勤労奉仕セシムルト共ニ併セテ日本農村問題特ニ飼料問題解決ノ一端ニ資ス

「要領」に含まれた13の項目名は次の通りである。すなわち，「名称」・「組織並ニ編成」・「運営機関」・「宣伝募集」・「輸送」・「勤労作業」・「勤労奉仕期間」・「現地ニ於ケル施設及給与其他」・「警備」・「帰還,解散及定着」・「生産物ノ処置」・「栄典及救恤」・「経費ノ負担及物資調弁」である。

以下には，「名称」・「組織並ニ編成」・「勤労作業」・「勤労奉仕期間」・「生産物ノ処置」の5項目のみを示す。

一、名称

満州建設勤労奉仕隊トス

二、組織並ニ編成

(1) 勤労奉仕隊ハ大別シ甲種乙種トス

イ、甲種勤労奉仕隊

概ネ一農年（播種ヨリ収穫迄）勤労ヲ為スモノニシテ其ノ編成ハ一般農村青年ヲ主流トシ主トシテ開拓ニ勤労奉仕セシメ日本農村飼料問題ノ解決ニ資セシムルノ外必要二応ジ国防的建設ニモ勤労奉仕セシムモノトス

ロ、乙種勤労奉仕隊

短期勤労奉仕ヲ為スモノニシテ其ノ編成ハ学生ヲ主トシ一般青年ヲ加フルモノトシ開拓，国防的建設ニ奉仕セシムル外医療鉱工畜産指導等ノ技術的作業ニ勤労奉仕スルモノトス

ハ、右ノ外特殊作業ニ付キ女子青年団員ノ参加ヲ考慮ス

ニ、在満日本人学生，生徒其他一般青年ヲ各種別ニ夫々参加セシム

ホ、幹部

大学其他諸学校教職員，学校配属将校，青年団幹部，在郷軍人会幹部等ヲ以テ之二充ツ

(2) 隊ノ編成

イ、隊ノ編成ハ甲種奉仕隊ニ在リテハ出身地域ヲ，乙種奉仕隊ニ在リテハ学校ヲ編成ノ基礎トス

ロ、右ノ外必要二応ジ医療，測量，建築，家事（女子）其他ノ特務隊ヲ編成ス

(3) 員数

毎年概ネ十万人トス

但シ本年度ニ限リ甲種奉仕隊概ネ六千乙種奉仕隊概ネ四千トス

六、勤労作業

勤労奉仕隊ノ作業ハ開拓，建設，技術，特務ノ四種類ニ分チ其作業内容ハ概ネ左ノ通リトス

(1) 開拓奉仕作業ハ開拓地ニ於テ開拓民ノ農耕特ニ除草開墾作業ニ勤労奉仕スルモノト(マ)ス(マ)開拓地農作物増産ニ寄与セシム

尚余力アル場合ハ将来ノ開拓勤労作業地ノ開墾耕作ヲモ為サシムルモノトス

(2) 建設奉仕作業ハ国境地帯ニ於ケル諸般ノ建設作業（飛行場整備国防道路ノ建設作業等）ニ勤労奉仕スルモノトス

(3) 技術奉仕作業ハ夫々技術部門ニ依リ鉱工業工場ニ分属シ勤労奉仕スルモノトシ生産力拡充ニ寄与セシム

(4) 特務奉仕作業ハ医科学生ヲ以テ編成シ開拓地及勤労奉仕地ニ於ケル医療並ニ保健衛生指導ニ勤労奉仕スルモノトス

尚獣医班ヲ編成シ開拓地ニ於ケル役畜ノ医療並ニ保健指導ニ勤労奉仕スルモノトス

(5) 勤労奉仕作業ハ全期間同一作業ニ従事スルコトヲ原則トスルモ地方ノ実情其ノ他ヲ考慮シ数種ノ作業ニ奉仕スルコトアルモノトス

七、勤労奉仕期間

(1) 甲種勤労奉仕隊開拓奉仕隊ハ基幹部隊並ニ一般部隊ニ分チ基幹部隊ハ一農年ノ奉仕トシ一般部隊ハ二交代制ヲ取ル

建設奉仕隊ハ二交代制ヲ取ル

(2) 本年度勤労奉仕隊ノ奉仕期間ハ甲種概ネ三ヶ月乙種概ネ一ヶ月半トス

十一、生産物ノ処置

生産物ハ自給部分ヲ除キ原則トシテ軍及満州国ノ所得トス，但シ給料ハ原則トシテ日本国側ニ供給スルモノトス

「開拓労力ノ不足ヲ補フ苦力代リニ招致セントスル印象」を与えるに充分な内容ではなかろうか。

1939年3月の「現地提案」の趣旨は，この「満州建設勤労奉仕隊要綱」と径庭のないものであったに違いない。

2.「北辺振興計画」との連動

「満州建設勤労奉仕隊要綱」の策定に帰結する満州建設勤労奉仕隊の創設構想は，いかなる事柄を機縁としていたのであろうか。

拓務省（大東亜省）が，おそらくは1942～3年に作成した『(未定稿)　満州開拓拾年史（編纂資料の九)』(53頁）には以下のような記述がある[7]。

昭和十四年（康徳六年）度から実施された満州建設勤労奉仕隊の制度はこれを純開拓民と称することは不可能であるけれども，併しその目的と使命とに於て一般開拓民と殆んど同一であり，その実施も一般開拓民に準じ，一般開拓団と相関連を以て為され居る実情に鑑み，これを開拓史上の一事実として取扱ふことは敢えて不当ではないと考へられる。

拓務省（大東亜省）が満州建設勤労奉仕隊に言及するにあたってこのように注釈を加えざるを得なかったのは，満州建設勤労奉仕隊が拓務省（大東亜省）の専管事業ではなかったためであろう。

このくだりはさらに以下のように続く。

而してこの勤労奉仕制度は既に昭和十四年一月の「満州開拓政策基本要綱参考資料（満

州現地案)」中にその端緒を見出す。即ち同参考資料中「未利用地其ノ他土地制度要綱案」の六に「開拓勤労奉仕制度要綱案」として次の如く記されている。

ここに言う「開拓勤労奉仕制度要綱案」は，1938年12月に関東軍が着手し「満州開拓政策基本要綱」(1939年12月閣議決定)に結実した，移民政策の準拠基準の策定過程における素案のひとつである[8]。

同案は,「国民ノ協同精神並ニ勤労精神ヲ涵養シ併セテ国家生産力ノ拡充促進ヲ目的トシテ開拓勤労奉仕制度ヲ設定ス」との方針の下,「奉仕ノ目的」を以下のように掲げている[9]。

> 差当ッテ国有未利用地開発ヲ主眼トシ義務耕作制度ト併行シテ，道路改良事業，一般土木事業，植林事業，土地改良事業等ノ公益事業等ノ労務奉仕制度ヲ採用ス

ここに例示された以外の事業への利用も考えられており，同案と共に立案された「未利用地ノ開発利用要綱案」には,「取得土地ノ暫定的利用方策」のひとつとして以下のような項目が挙がっている[10]。

> 概ネ北満各県毎ニ官営又ハ公営ノ農場ヲ設定シ別ニ定ムル開拓勤労奉仕ニヨル労力ヲ利用シ開墾ス

こうした作業に投入する労力として「開拓勤労奉仕制度要綱案」が想定していたのは,「協和青年団」等の組織を中心とした現住中国人農民層と「集団移民」・「青年義勇隊」などの日本人移民であった。

想定されている労力からすれば満州建設勤労奉仕隊とは趣きを異にしているが，この「開拓勤労奉仕制度要綱案」の構想は,「満州開拓政策基本要綱」の策定過程において方向を転じたようである。『(未定稿)　満州開拓拾年史（編纂資料の九)』(54頁）には以下のようにある。

> この構想はその後,「満州開拓政策基本要綱」策定の為の日満両国政府間の屢次の折衝中に日満両国を通じ，一般青年及び学生，生徒を動員する計画に改められ，日本側に於ては名称を「東亜勤労報国隊」として文部省主として之が実施にあたり，満州側に於ては「満州建設勤労奉仕隊」として開拓総局これが主管に任ずることゝなった。

構想を転換した経緯には,「満州開拓政策基本要綱」の策定作業と並行して進んでいた「国境建設施策基本要綱」(1939年5月）の策定作業が密接な関わりをもっていたものと思われる。

同要綱を中核とする「北辺振興計画」の「第八部門（開拓)」に関する国務院決定（1939年4月）は，その「方針」に満州建設勤労奉仕隊を以下のように位置づけている[11]。

> 国境方面ニ於ケル日本内地人開拓民ノ入植並ニ国境方面及開拓地等ニ於ケル満州建設勤労奉仕隊ノ入植ヲ積極化スルト共ニ善良ナル鮮人開拓民及原住民ヲモ定着セシメ一ハ以テ銃後ノ培養力タラシムル共ニ他ハ以テ各種ノ施策ニ活用シ得シム

そして，注目すべきことに，「満州建設勤労奉仕隊要綱」に準拠して結成するとした上で満州建設勤労奉仕隊の役割を以下のように掲げているのである。

二 国境方面及開拓地等ニ於ケル満州建設勤労奉仕隊ノ積極的活動ヲ企図ス
(一) 国境建設並ニ食料飼料ノ増産ニ寄与スル為別紙満州建設勤労奉仕隊要綱ニ準拠シ満州建設勤労奉仕隊ヲ結成セシム
(二) 勤労作業ノ種類ハ概ネ土木，建築，農耕，牧畜及開墾等ナルモ必要ニ応ジ医療，測量，家事其ノ他ニ従事セシム
(三) 勤労作業個所ハ概ネ北満ノ国境地帯及背後地帯並ニ開拓地トシ期間ハ概ネ四月ヨリ九月迄トス

ここに言う「別紙」そのものは未見だが，前述した「満州建設勤労奉仕隊要綱」と同一のものと推定しても不当ではなかろう。

これらの文言からすると，満州建設勤労奉仕隊の創設は，まずもって「北辺振興計画」への投入を企図して構想されたかのごとくである。

この「第八部門（開拓）」に関する国務院決定は，1939年2月10日の国境建設審議委員会準備委員会第8分科会において審議に供された「国境建設ニ即応スル移民方策要綱」(12)の文言を整序した上で，そこに上記の項目を付加した体裁になっている(13)。

この時点からいかなる経緯で「満州建設勤労奉仕隊要綱」の策定に至ったのかを明証する準備はないが，少なくとも「北辺振興計画」の策定作業が連動し，満州建設勤労奉仕隊の創設に駆動力を与えていたことは確かなことであろう。

III. 編成形態の変化について

1.「興亜青年勤労報国隊」としての送出

「苦力代リ」とも受けとめられた満州建設勤労奉仕隊の創設構想は，どのようにして実行に移されたのであろうか。

前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』は，「満州側現地案に基いて企画院が作製して，四月十三日関係各省の参集を覓めて提示した当初の内地側実施案」（4頁）とした上で，「東亜建設勤労奉仕隊派遣ニ関スル件」なる文書を掲げている（4-6頁）。これは「趣旨」と「実施要領」（8項目）から成り，「趣旨」の項には以下のようにある。

東亜新秩序ノ建設ハ青年ノ熾烈ナル奉公ノ精神ト大陸ニ対スル深キ認識トニ俟ツコト大ナルモノアルニ鑑ミ一般青年及学生生徒ヲ大陸ニ派遣シ現地ニ於テ集団的ニ勤労教育ヲ施シ兼ネテ不足資源ノ生産又ハ文化工作等ニ奉仕セシムルコトハ極メテ緊切ナリト思料ス仍テ本年夏季ニ於テ取敢ズ左記ノ実施要領ニ基キ東亜建設勤労奉仕隊ヲ組織シ現地訓練ヲ行ナフモノトス

呼称を「東亜建設勤労奉仕隊」としている点は注目すべきことだが，これは派遣地域が満州に限られていなかったことによるものであろう。「実施要領」によれば，派遣地域は「満州方面」

と「北支及蒙彊方面」であり，当然のことながら「満州建設勤労奉仕隊」という呼称はふさわしくなかった。

派遣地域が拡大した経緯は未詳である。さきの『政務主要事項記録』の記述は，「時局下青年ノ訓練及大陸認識」の名目で実行に移されたことを示唆しており，そうであるとすれば派遣地域の拡大は自然の成り行きであったかもしれない。同じく『政務主要事項記録』の「日満当局間ノ狙フ点必スシモ一致セス」との記述が示唆するように，関係諸機関が何らかの「狙フ点」を提案に仮託したことによっているのかもしれない。「実施要領」には，「満州方面」に関する費用の負担区分は明記されているのだが，「北支及蒙彊補方面ニ付テハ別ニ研究スルコト」とあり，「満州側現地案」に付加された事柄であることを窺わせている。

とはいえ，派遣人員からすれば中心となるのは「満州方面」であった。「実施要領」によれば，編成要員は想定する募集源によって2種に区分され，派遣地域と派遣時期とを組み合わせて派遣計画が立てられている。派遣予定人員は，「満州方面」については，18～25歳の「一般男子青年」で20,000名，「専門学校程度以上，男子師範学校ノ学生，生徒」で5,000名を予定し，「北支及蒙彊方面」については，「専門学校程度以上，男子師範学校ノ学生，生徒」で2,000名を予定していた。

「趣旨」の文言では後景に退いた感があるが，「勤労教育」と言うも「現地訓練」と言うも，内実は「勤労奉仕」に過ぎない。従事させる作業の内容は，以下のように，派遣地域によって比重が異なっていた。編成要員の区分にもよっていたものと思われる。

二、勤労奉仕ノ種類

イ、満州方面ハ大部分ハ土木，農耕等建設事業ノ勤労奉仕ニ当リ一部ハ文化工作ニ奉仕スルモノトシ適宜其ノ他ノ視察ヲ加フルコト

ロ、北支及蒙彊方面ハ軍ノ後方勤務補助及文化工作ニ奉仕スルモノトシ適宜其ノ他ノ視察ヲ加フルコト

「東亜建設勤労奉仕隊派遣ニ関スル件」は，「本件ノ実施ハ文部省ノ主管トシ急速具体策ヲ樹テ実施ニ移スコト」としており，具体的な実行方策の策定は文部省に委ねていた。

これを受けて文部省は，実行方策を立案した上で，4月17日に開催した「東亜建設勤労奉仕隊派遣事務打合会」に諮ったようである(14)。

文部省は，この会議の結果を前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』（8頁）において以下のように記している。

右の会議に依って関係各省官吏を以て連絡委員会を設置し，本省内に事務局を開設し，其の他本事業実施に当り募集，編成，輸送，訓練，救恤，経費等凡て文部省内において之を決定実施することゝなった。名称は原案は東亜建設勤労奉仕隊としてあったが，この会議に依って興亜青年勤労報国隊と決定した。茲に於て興亜青年勤労報国隊の実施計画は漸く具体化するに至った。この原案に基いて決定したものが五月三十一日附文部次官通牒に依って指示された興亜青年勤労報国隊派遣要綱等である。

5月31日付地方長官宛文部次官通牒「興亜青年勤労報国隊ニ関スル件」（前掲『満州建設勤

労奉仕隊概要』25-31頁）に登載された「興亜青年勤労報国隊派遣要綱」は，「趣旨」と「実施要項」（9項目）から成る。

「趣旨」には以下のようにある。

> 東亜新秩序ノ建設ハ青年ノ大陸認識ト其ノ実践的奉公トニ俟ツコト大ナルモノアリ仍テ本年夏期ニ於テ一般青年並ニ学生生徒ヲ大陸ニ派遣シ現地ニ於ケル国防建設文化工作並ニ内地ニ於ケル農業生産拡充計画遂行上必要ナル飼料ノ生産等ヲ行ハシメ之等ノ集団的勤労訓練ヲ通ジテ興亜ノ精神ヲ体得セシムルト共ニ直接生産並ニ建設等ノ事業ニ協力セシメンガ為興亜青年勤労報国隊ヲ組織スルモノトス

編成組織は「先遣隊」「青年隊」「学生隊」の3つに区分されていたが，備考として「先遣隊及学生隊ニ付テハ文部省ニ於テ別ニ編成スルモノトス，但シ師範学校生徒ニ就テハ別途通牒ス」とあり，「興亜青年勤労報国隊派遣要綱」はもっぱら「青年隊」に関する実行方策を伝えるものであった。

「学生隊」に関しては，同じく5月31日付で，次の通牒によって実行方策が伝えられたようである。すなわち，地方長官・官公私立大学・高等専門学校長宛文部次官・教学局長官連名通牒「興亜青年勤労報国隊北支及蒙彊派遣ニ関スル件」および地方長官・官公私立大学・高等専門学校長宛教学局長官通牒「興亜青年勤労報国隊満州派遣ニ関スル件」の2件である(15)。

前者では「興亜青年勤労報国隊北支及蒙彊派遣実施要項」，後者では「興亜青年勤労報国隊満州派遣実施要項」が伝えられた。

かくして，満州建設勤労奉仕隊は「興亜青年勤労報国隊」として送出されることとなったのである。

2．満州建設勤労奉仕隊への一元化

派遣の具体化と共に関係諸機関は満州建設勤労奉仕隊の実施体制の再編に着手する。

陸軍省は，管掌領域の確保・拡大に腐心する各省庁の意思の疎隔を調整するのに難渋したようである。前掲『政務主要事項記録』（74-76頁）は，「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱ノ決定及日本側関係庁ノ事務調整」との項目を立て，1940年度に向けた動向を以下のように記している。

> 十五年度ハ右ノ結果ニ基キ其ノ刷新強化ヲ企図シ十四年八月以来折衝ヲ重ネタルモ拓務省ハ開拓政策ノ促進ヲ最大目的タラシメ文部省ノ関与ヲ排ケントシ農林省ハ食料飼料ノ増産ヲ主要目的トナシテ名称モ飼料生産隊トスル別案ヲ提出シテ数千名ヲ独占セントシ文部省ハ訓練第一主義ヲ以テ依然本事業唯一ノ主務庁タランコトヲ主張シ遂ニ政治問題ト化シテ対満事務局ハ一旦之ヲ放棄シタルモ軍ニ於テ最後ノ努力ヲ払ヒ十四年十一月ニ至リ漸ク陸，文，拓，農間ノ「満州建設勤労奉仕隊ニ関スル基本了解事項」ヲ妥結シ之ニ対満事務局ノ名ヲモ連ネ事務官会議ヲ再開セリ，然ルニ国内労力ノ見地ヨリ反対的態度ニアル企画院等ハ右了解事項ニ関シ相談ヲ受ケサリシ等ノ理由ヲ以テ容易ニ決定ニ至ラス特ニ訓練ヲ目的トスルモノナルコトヲ明示スヘシトテ字句ノ修正ヲ迫リタルモ軍ハ開拓政策ノ促進，食料飼料ノ増産ハ目的ニシテ手段ニアラサルコト，訓練ハ之ヲ通シテ行ハレ其ノ意義ハ目的ヨリ高次ニ位スル主眼ナリトノ意義ヲ強調シ要綱ノ字句ハ稍々緩和スルモ実施ニ於テ明

確ナラシムル如ク実施官庁ノ諒解ヲ遂ケ昭和十五年二月十九日要綱ヲ決定シ且対満事務局ヲ中心トシテ事実上ノ臨時奉仕隊編成本部ヲ組織セリ

1939年11月に妥結されたという「満州建設勤労奉仕隊ニ関スル基本了解事項」は未見であるが，前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』(207-208頁）にはその一斑を知り得る記述が以下のようにある。

〔上略〕昭和十五年度の実施方法については，現地に於ては既に昭和十四年八月頃より其の計画を考究しつゝあったのであるが，之が具体的方策につき更に内地側とも数次に亘って連絡協議を重ねた結果，同年十一月大体左の方針に基いて実施すべきことが関係各省間に於て決定せられた。

一、青年奉仕隊（ママ）は開拓政策の促進，食糧，飼料の増産を目的とし，是等実践による青年の訓練及大陸認識を主眼とし，訓練勤労一体の実を揚ぐるものとす。

二、宣伝，募集，編成，集合，訓練，帰還後の指導，其の他一般庶務を文部省担当し，訓練，輸送，現地との連絡を拓務省，食料，飼料の処置を農林省が担当し，各関係部面に於ては相互に協力して実施すること。

三、各省は各々担当事項別に予算を計上すること。

この了解事項の妥結に至る折衝は，9月12日に開拓総局が策定した「満州建設勤労奉仕隊要綱案」[16]を基礎として進められたものと思われる。

「満州建設勤労奉仕隊要綱案」の「第一　方針」は以下のようである。

現下ノ時局ニ鑑ミ日満ヲ通ズル食料及飼料ノ増産並満州ニ於ケル開拓政策ノ促進ヲ図リ兼テ産業開発並北辺振興工作及日本農村ノ更生振興ニ寄与スル為日満両国ノ勤労国民ヲ動員シ満州建設勤労奉仕隊ヲ編成シ農耕土木其ノ他ノ生産並建設事業ニ勤労奉仕セシムルト共ニ満州国建国ノ理想ヲ実践把握シ興亜ノ大精神ヲ覚律セシム

初年度の「満州建設勤労奉仕隊要綱」における「日満共同防衛ノ見地」あるいは「国防建設ニ寄与スル為」といった文言がなくなり，日本国と満州国との共管事業であることを強調する表現に変わっている。

勤労作業の内容にはほとんど変化はなく，組織形態の変更と規模の拡大とに再編の焦点はあった。「第二　要領」の「二、組織並ニ編成」は以下のようである。

二、組織並ニ編成

(1)　勤労奉仕隊ハ大別シ長期，短期ノ二種トス

イ、長期勤労奉仕隊

概ネ播種期ヨリ六ヶ月間勤労ヲ為スモノニシテ日本農村青年ヲ主流トシテ主トシテ食料及飼料ノ生産並開拓諸建設ニ勤労奉仕セシムルノ外必要ニ応ジ国境建設ニモ勤労奉仕セシムルモノトス

ロ、短期勤労奉仕隊

夏季概ネ一ヶ月乃至一ヶ月半勤労ヲ為スモノニシテ日満両国ノ青年就中特技ヲ修ムルモノヲ主流トシ主トシテ国境建設，軍事，医療，獣医，鉱工，土木，農事指導，畜産指導等ノ技術的特務作業ニ勤労奉仕スルモノトス

ハ、右ノ外特殊作業ニ付女子青年団員ノ参加ヲ考慮ス

ニ、幹部

勤労奉仕隊ノ種類ニ応ジ青年団幹部，在郷軍人会幹部，農会其他事業団幹部，学校教職員，協和会役職員等ヲ以テ之ニ充ツ

(2) 隊ノ編成

イ、長期勤労奉仕隊ノ編成ハ左ニ依ル

A、特設作業農場奉仕ノモノニ付テハ府県単位ニ適当員数ヲ以テ編成ス

B、既存開拓地奉仕ノモノニ付テハ原則トシテ当該開拓団出身府県ノモノ充当シ得ルヨウ編成ヲ考慮ス

分村分郷開拓団ニアリテモ之ニ準ズ

C、開拓以外ノ建設作業ニ奉仕スルモノニ付テハ府県単位ニ適当員数ヲ以テ編成ス

ロ、短期勤労奉仕隊ハ奉仕隊ノ作業種類ニ応ジ国境建設，軍事，教育，農事，医療，獣医，採鉱，測量，建築，家事（女子）其他ノ特務隊ヲ編成スルモノトス

(3) 員数

明年度ニ於テハ長期勤労奉仕隊及短期勤労奉仕隊ヲ併セ三万人トス

尚将来ハ準備ノ進捗ニ伴ヒ毎年累増シ十万人ニ達セシムルヲ目途トス

「長期」「短期」はそれぞれ初年度の「甲種」「乙種」の区分に照応するものであるが，編成要員に国名を付したのは，初年度において「在満日本人学生，生徒其他一般青年ヲ各種別ニ夫々参加セシム」としていた条項に代える措置であろう。

また，「乙種」の主軸が学生である旨の文言はなくなっているが，「備考」として，学生の処遇に関する方針が以下のように掲げられていた[17]。

学生ハ勤労奉仕隊ニ付テハ文部省ノ計画ニ基キ満洲側ニ於テ適宜ノ便宜ヲ供与スルモノトス

尚学生中特技ヲ修ムルモノニ付テハ本制度ノ短期勤労奉仕隊トシテ編成スルコトアルヲ考慮ス

この「備考」は，おそらく折衝の過程で盛り込まれたものと思われる。そして，それが「興亜学生勤労報国隊」なる呼称を文部省が使い始める機縁であったと思われる。前掲『政務主要事項記録』(76頁）も，「興亜学生勤労報国隊」という項目を立て，以下のように記している。

満州建設勤労奉仕隊ハ文部，拓務農林三省ニテ夫々責任ヲ分担スルモ学生ハ文部省ニ於テ訓練ノ責ヲ果スコトトシテ陸軍ノ指導ニヨリ満州及北，中支ニ海軍ノ指導ニヨリ一部南支ニ派遣セラレ特ニ満州ニ力ヲ用ヒ且特技班ハ現地ニ於テハ満州建設勤労奉仕隊ノ名称ヲ用ヒ其ノ統制下ニ奉仕隊ニ準シ待遇スルコトトナレリ

さて，本節冒頭の『政務主要事項記録』の記述によれば，「国内労力ノ見地ヨリ反対的態度ニアル企画院等」に修正を迫られつつも，2月19日に「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」の決定を見たという。

制度としての満州建設勤労奉仕隊の構想を決定せずして編成要員の派遣はあり得ないことであろうから，この「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」を決定する前提として，「康徳七年度満州建設勤労奉仕隊要綱」の決定を見ていたはずである(18)。

「康徳七年度満州建設勤労奉仕隊要綱」は，内容を比較すればさきの「満州建設勤労奉仕隊要綱案」を原案としていたことは明らかであり，人員数に関わる条項以外はほとんど継承されていた。「二、組織並ニ編成」の「(3) 員数」の項は以下のようである。

> 本年度ニ於テハ長期勤労奉仕隊及短期勤労奉仕隊ヲ併セ概ネ一万五千人ヲ目標トス
> 尚将来ハ準備ノ進捗ニ伴ヒ能フ限リ毎年累増セシムルモノトス

注目すべきことに，1940年度の人員数は半減し，「十万人」という目標数も掲げられていない。

こうした変化は，「現地」が提案する人員数の想定に確固たる根拠がなかったことを窺わせる。単年度の「目標」として掲げた人員数にしても，実行可能な人員数に合わせて縮減したに違いない。前年12月26日に開拓総局が策定した「康徳七年度勤労奉仕隊配分計画書」が，1月9日には対満事務局の決定を見ており，それによれば「勤労奉仕隊員」として7,200名，「満州現場班」として6,000名を「見込員数」としていたのである(19)。

「国内労力ノ見地ヨリ反対的態度ニアル企画院等」が人員数に関わる条項を無条件に了解するとは考えがたく，「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」の文言にも増して異論を唱えたことであったかもしれない。

さきの「要綱ノ字句ハ稍々緩和スルモ」云々のくだりだけでは，それが「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」のどの部分にまで及んだのかは判然としないが，陸軍省が殊更に含意を強調したというのは，以下のような「趣旨」における「主眼」についてのことであったものと思われる(20)。

> 満州建設勤労奉仕隊ハ現下ノ時局ニ鑑ミ満州国ニ於ケル開拓政策ノ促進日満ヲ通ズル食料飼料ノ増産ヲ目的トシ農耕，開墾並ニ開拓諸建設及技術的特務作業等ニ勤労奉仕セシメ此等実践ヲ通ジ青年ノ訓練及大陸認識ヲ与ヘ以テ日本青年ノ報国精神ヲ昂揚スルヲ主眼トシ訓練勤労一体ノ実ヲ揚グルモノトス

「苦力代リ」とも目された単なる労力提供のための動員は，「日本青年ノ報国精神」の昂揚を「主眼」に据えることで大義名分が立った。そしてそれは，「訓練勤労一体」なる言辞を介することで「目的」を達成し得るのであった。

「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」は，4月12日付地方長官宛文部次官・農林次官・拓務次官連名通牒「満州建設勤労奉仕隊ニ関スル件」によって伝えられ，1940年度の派遣計画が実行に移された。

その際，同通牒は「別記方針ニヨリ満州建設勤労奉仕隊（本年度以降此ノ名称ニ依ル）ヲ組織シ満州国ニ派遣致スコトト相成候」と名称の変更を付言していた(21)。

かくして，日本から送出される満州建設勤労奉仕隊の編成要員は，「興亜青年勤労報国隊」で

はなく，満州建設勤労奉仕隊として送出されることとなった。

満州建設勤労奉仕隊は，満州国において種々の労力提供を可能にする装置であり，労力の投入目的の変化と関係諸機関の割拠性とによって，第1表に見られるごとく，その編成形態をさらに変えてゆくのである。

（了）

第1表　「満州建設勤労奉仕隊」編成形態の推移

1939年度	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度	1944年度	1945年度
甲種勤労奉仕隊 〔日本側一般青年〕 ---------- 乙種勤労奉仕隊 〔日本側学生〕 特務隊 獣医特務班 測量特務班 採鉱特務班	長期勤労奉仕隊 特設農場班 開拓国境建設班 ---------- 短期勤労奉仕隊 学生特技班 医療特技班 獣医特技班 農業土木特技班 農業特技班 土木特技班 鉱工特技班 教学奉仕隊 女子班 師範隊 開拓国境建設班 ---------- 開拓応援作業班	開拓生産隊 特設農場班 畑作農場班 水田農場班 開拓団班 ---------- 特殊作業隊 特技班 医療特技班 獣医特技班 農業土木特技班 工業特技班 教学班 女子班 一般学生班 ---------- 開拓応援作業隊 一般開拓団班 義勇隊開拓団班 ---------- 米穀増産特別班	開拓生産隊 特設農場班 報国農場班 ---------- 特殊作業隊 特技班 医療班 獣医班 工業班 教学班 ---------- 開拓応援作業隊 米穀増産班	開拓生産隊 特設農場班 報国農場班 米穀増産班 女子班 ---------- 特殊作業隊 特技班 ---------- 開拓応援作業隊 開拓団班 訓練所班	特設農場隊 報国農場隊 米穀増産隊 開拓増産促進隊 開拓団班 訓練所班	報国農場隊 米穀増産班
甲種勤労奉仕隊 〔満州側一般青年〕 乙種勤労奉仕隊 〔満州側学生〕	現地班	現地隊	現地隊 一般班 特技班 特設班		現地学徒隊	
甲種勤労奉仕隊 朝鮮隊	朝鮮班 青年隊 学生隊	朝鮮隊 青年班 学生班				

〔注〕

(1)　開拓総局『第二回日満開拓主任官連絡会議ニ於ケル開拓総局資料』(1943年) に主に依拠し，以下の文献によって補正した。
- 満州建設勤労奉仕隊中央実践本部『満州建設勤労奉仕隊要綱』(1939年)
- 開拓総局『開拓総局例規集』(1939年)
- 満州国通信社『康徳九年版　満州開拓年鑑』(1942年)
- 満州国通信社『康徳十一年　昭和十九年版　満州開拓年鑑』(1944年)
- 石原治良『農事訓練と隊組織による食糧増産』(1949年)

(2)　1940年度において「満州八ヶ岳農場」が満州建設勤労奉仕隊として統制されている。この点は，満州拓植公社『業務概要』(1940年)，参照。

(3)　1942年度において「学生義勇軍」「拓務学生班」「女子拓植指導者及び開拓女塾班」が満州建設勤労奉仕隊として統制されている。この点は，満州国通信社『康徳十一年　昭和十九年版　満州開拓年鑑』(1944年)，参照。

〔注〕

(1) 窪田は,「本書に紹介した資料を駆使しての論考を近々に発表する予定である。」(日本大学百年史編纂委員会『日本大学史紀要』第4号, 1998年1月, 65頁) としており,「初発」の具体的な追究はそちらに譲ったということかもしれない。なお, 教育史学会第43回大会 (1999年10月2-3日, 北海道大学) において, 窪田は,「興亜学生勤労報国隊の大陸派遣」と題して報告を行なっている。筆者は, その発表用資料に接する機会はあったが, 口頭報告との異同を確認する術がないので内容には言及しない。

(2) 本稿では国会図書館所蔵の『満州建設勤労奉仕隊概要』を用いた。『満州建設勤労奉仕隊関係資料』は, 巻末の付記「復刻にあたって」において,「本資料の原本は, 弊社所蔵本 (コピー) を利用した。」としている。もう一つの所収資料については所蔵機関を明記していることからすると, きわめて不可解である。

(3) 本稿では防衛研究所図書館所蔵のものを用いた。

(4) 本稿では協同組合図書資料センター所蔵「那須文庫」に含まれる『満州建設勤労奉仕隊要綱』を用いた。所収文書は以下の10点である。「満州建設勤労奉仕隊要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部設置要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部規定要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部評議会規定要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部評議会議事規則要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部局班庶務規則要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部業務要綱」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部業務実施要領」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部評議会名簿」「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部員名簿」。

(5) 原本は協同組合図書資料センター所蔵「那須文庫」に含まれているものであり, 本稿が用いたものと同一である。

(6) 『満州建設勤労奉仕隊要綱』所収の「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部設置要綱」には「第三　処理」の項があり,「一、中央実践本部及省, 縣旗実践本部設置ニ伴フ所要経費ハ康徳六年度追加予算ヲ以テ満州建設勤労奉仕隊所要経費中ニ計上スルモノトス」とある。『満州建設勤労奉仕隊概要』中の「現地実践機関概要」に収められた「満州建設勤労奉仕隊実践本部設置要綱」(「中央」を欠くのは誤植であろう) にはこの項目はなく, 他の部分はすべて前者と同じである。この項目が意味をなさなくなった時期に割愛されたとみるのが妥当であろう。

他の所収文書のすべてについて検討できないが, たとえば, 人名と官職とがわかる「満州建設勤労奉仕隊中央実践本部評議会名簿」は, 行政組織の変化と在任期間とを加味して比較すれば作成時期の相違はただちに明らかになる。『満州建設勤労奉仕隊要綱』所収のものに「内務局　竹内管理処長」とあるが, 内務局は1939年7月に廃止されている。『満州建設勤労奉仕隊概要』所収のものには, 内務局に所属する人物は見当たらず, 前者にはなかった「総務庁　菅地方処長」が入っている。菅太郎の地方処長在任期間は1940年4月10日～1941年4月21日である。これらを考え合わせれば, 作成時期が異なることは明白であろう。なお, 行政組織の変化と在任期間とについては, 戦前官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会, 1981年) を参照した。

(7) 本稿では協同組合図書資料センター所蔵「那須文庫」に含まれているものを用いた。なお, 本文書は岡部牧夫編『満州移民関係資料集成』(不二出版, 1990年) にも収録されている。ちなみに, 本文書の著作者は, 9分冊のうち「編纂資料の一」および「編纂資料の二」の2分冊が拓務省であり, 残りは大東亜省である。

(8) 「満州開拓政策基本要綱」関係諸案については，拙稿「『満州』移民政策と『満蒙開拓青少年義勇軍』」（北海道大学『教育学部紀要』第47号，1986年，所収）において論及した。なお，『（未定稿）満州開拓拾年史（編纂資料の九）』の記述における素案の名称はやや正確を欠いている。日本国政府における審議の素材となった「満州現地案」の名称は，1939年1月10日付の「満州開拓根本政策基本要綱案」および「参考資料案」である。また，その「満州現地案」の確定に先立って，「日鮮満移民懇談会」（1月7～8日）に供された素案の名称は「移民根本国策基本要綱」および「参考資料」である。また，満州拓植公社東京支社『満州開拓政策に関する内地側会議要録』（1939年）の「付録」にある未利用地関係諸案では第5番目に「開拓勤労奉仕制度要綱案」が収められている。1月7・8日の「日鮮満移民懇談会」で提示されたはずの「現地案」（素案）では担税関係案と物納関係案が分かれており，1月10日付で調製した「満州現地案」では「担税要綱案」一案にまとめられている。そのため第5番目に載っている。本文に引用した記述における「六」は未利用地関係諸案の第6番目の意と思われる。

(9) 満州拓植公社東京支社『満州開拓政策に関する内地側会議要録』，1939年，「付録」37頁。本稿では東洋文庫所蔵のものを用いた。なお，本文書は前掲『満州移民資料集成』にも収録されている。

(10) 前掲『満州開拓政策に関する内地側会議要録』，「付録」34頁。

(11) 開拓総局編『開拓総局例規集』，1939年，所収。本稿では早稲田大学社会科学研究所所蔵のものを用いた。なお，同書は加除式のため刊行年以降の文書も含んでいる。

(12) 『国境建設基本要綱及各分科会素案』所収（東洋文庫所蔵）。

(13) 「国境建設ニ即応スル移民方策要綱」の項目に満州建設勤労奉仕隊を織り込んだだけの項目もある。次の一項である。

七　国境地方ニ於ケル日本内地人開拓民，朝鮮人開拓民ノ入植地区ヲ速カニ確定スルト共ニ日本内地人開拓民予定地ニ関シテハ開拓民入植ニ到ル迄ノ開発利用ニ付適切ナル方途ヲ講ズ之ガ為一時的ニ機械営農，満州建設勤労奉仕隊又ハ雇用鮮満人ニヨル開墾耕作等ヲ考究ス

(14) 前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』は，「此の会議に文部省より提出せる事項」を次のように記している（7頁）。

一、四月十三日企画院打合会ニ於ケル決定案ノ変更ノ件
二、東亜建設奉仕隊派遣事務連絡委員会（連絡委員会ト略称ス）設置ノ件
三、文部省内ニ東亜建設勤労奉仕隊奉仕隊派遣事務局開設ノ件（事務局ト略称ス）
四、派遣隊ノ編成要綱及輸送日程案
五、派遣隊訓練実施要綱案
六、予算要綱案
七、其ノ他趣旨普及徹底方法

(15) 福間敏矩『学徒動員・学徒出陣――制度と背景――』，第一法規，1980年，「資料編」16-21頁。同書に収録されているのは『文部時報』登載のものの抄録である。なお，いずれの通牒においても師範学校への割当員数が記されているが，さきの備考において「別途通牒ス」とされた措置であるかどうかは未詳である。

(16) 開拓総局『康徳七年度開拓庁長会議々事録』，1940年，所収。

(17) 後述する「康徳七年度満州建設勤労奉仕隊要綱」（前掲『開拓総局例規集』所収）では，「学生ハ勤労奉仕隊ニ付テハ」の部分が「学生ノ勤労奉仕隊ニ付テハ」となっており，いずれかが誤植であるのか，またいずれもが原文通りなのかが判然としない。

(18) 前掲『開拓総局例規集』所収の「康徳七年度満州建設勤労奉仕隊要綱」には「(康徳七年二月　日満関係機関協定)」とある。

(19) 前掲『康徳七年度開拓庁長会議々事録』，所収。なお，作成日について，「(康徳六年十二月二十六日現地決定　昭和十五年一月九日対満事務局決定)」とある。また，同書の添付資料目次においては「康徳七年度勤労奉仕隊配分案」と表記されている。

(20) 本稿では，前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』(215-226 頁) 所収の 1940 年 4 月 12 日付地方長官宛文部次官・農林次官・拓務次官連名通牒「満州建設勤労奉仕隊ニ関スル件」に登載された「満州建設勤労奉仕隊派遣要綱」を用いた。それには「(昭和十五年四月十日)」と日付が付されている。2 月 19 日に決定されたものとの異同は未詳である。

(21) 前掲『満州建設勤労奉仕隊概要』，215 頁。